

監理団体の業務の運営に関する規程

フューチャーワークアソシエイツ協同組合

東京都中央区新富一丁目 7-9 中里ビル 3 階

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本組合において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

1. 本組合は、第 8.5 に挙げる取扱職種（以下「本組合の取扱職種」という）の技能実習に関するものに限り、求人の申込みを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合、その他本組合が正当な理由を以て受理できないと認める場合には、その申込みを受理しません。
2. 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）が直接、本組合の理事長と面談の上、所定の申込書によりお申込みください。申込書の提出は、郵便を基本としますが、電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件、および労働条件の他、本組合が求人申込みに際し提出・提示を求める事項を、予め所定の書式により明示してください。
4. 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

1. 本組合は、本組合の取扱職種の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2. 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票によりお申込みください。電子メールでの受付を基本とします。

第4 技能実習に関する職業紹介

1. 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力ご紹介いたします。
2. 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力ご紹介いたします。
3. 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を予め書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があり、予め書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、それらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、予め提出された求職票（履歴書）を、団体監理型実習実施者等に提示し面接を行います。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
6. 当組合は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
7. 就職が決定しましたら、求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

1. 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の

適切な方法) によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。

2. 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
3. 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
4. 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
5. 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
6. 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を、団体監理型実習実施者に負担していただくとともに、組合においても技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
7. 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
8. 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
9. 本組合の事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
10. 技能実習の実施が困難となった場合には、引き続き技能実習を行うことを希望する技能実習生が継続して技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。

11. 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

1. 本組合の監理責任者は、中村僚子です。
2. 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言、並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

1. 監理費は、団体監理型実習実施者等へ予め用途及び金額を明示した上で徴収します。
2. 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に、当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
3. 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、監理団体が委託により実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
4. 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降、一定期間ごと（毎月末）に、当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

5. 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

1. 本組合は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。
2. 雇用関係の成立に際しては、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方の意思を本組合にて最終確認いたします。また雇用関係が成立しなかった際も同様の確認をいたします。双方の不利益とならないよう、迅速かつ正確な報告にご協力ください。
3. 本組合は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 本組合は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
5. 本組合の取扱職種の範囲等は以下のとおりです。
建築大工（大工工事作業）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、とび（とび作業）、石材施工（石張り）、配管（プラント配管、建築配管）、建設機械施工（押土・整地、積込み、掘削、締固め）、電子機器組立て（電子機器組立て）、仕上げ（機械組立仕上げ）、塗装（建築塗装、噴霧塗装）、溶接（半自動溶接）、自動車整備（自動車整備）、介護（介護）、コンクリート製品製造（コンクリート製品製造）
6. 本組合の業務の運営に関する規定は以上の通りですが、業務は全て技能実習関係法令に基づき運営しておりますので、法令改正等により予告なく変更場合があります。ご不明な点は、担当者までお問合せください。

監理費表

監理団体名： **フューチャーワークアソシエイツ協同組合**
所在地： 東京都中央区新富一丁目7-9 中里ビル3階
責任者： 代表理事 中村 健太郎

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費（合計額）	監理費（1名あたり年額）	備考
Ⅱ 職業紹介費	計		10,860,000	354,000	
	人件費	募集・選抜に要する人件費	1,000,000	50,000	人件費
	交通費	募集及び選抜に要する交通費	1,000,000	50,000	年間費用÷技能実習生数
	外国の送出機関へ支払う費用	送出し機関での採用に係る経費	3,000,000	150,000	年間費用÷技能実習生数
		外国の送出機関へ支払う費用	5,460,000	84,000	協定書参照
	その他	その他（健康診断、連絡・協議に要する費用等）	400,000	20,000	実費
Ⅲ 講習費	計		3,620,000	181,000	
	入国前講習費用	提携講習機関への委託費用	300,000	15,000	実費
	入国後講習費用	提携講習機関への委託費用	1,760,000	88,000	実費
	技能実習生に支給する手当	講習費	1,300,000	65,000	実費
	その他	入国後の移動交通費、転入手続き等諸経費	260,000	13,000	実費
Ⅳ 監査指導費	計		22,750,000	350,000	
	人件費	監査に要する費用（人件費）	13,000,000	200,000	予算額÷技能実習生数
	交通費	監査に要する費用（交通費）	7,800,000	120,000	予算額÷技能実習生数
	その他	監査・訪問指導時の諸経費	1,950,000	30,000	予算額÷技能実習生数
Ⅴ その他諸経費	計		4,775,000	115,000	
	来日渡航費	技能実習生渡航に要する費用	1,200,000	60,000	実費
	人件費	相談・支援に要する費用	1,300,000	20,000	予算額÷技能実習生数
		その他手続き等に係る人件費	1,300,000	20,000	予算額÷技能実習生数
	事務諸経費	事務所経費	975,000	15,000	予算額÷技能実習生数
合計額			42,005,000	1,000,000	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。
※技能実習生1人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあっせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。